

1 調査名称：令和4年度富士河口湖町都市計画道路見直し業務委託

2 調査主体：富士河口湖町

3 調査圏域：富士北麓都市計画区域

4 調査期間：令和4年度～令和5年度

5 調査概要：

都市計画道路は将来像を踏まえ、都市の健全な発展と機能的な活動を確保することを目指し、都市計画法で定められた道路であるが、社会情勢や交通需要の変化に伴い、既決定既決定都市計画道路のうち長期間未着手の路線や整備の必要性に変化が生じているものもある。

本町では都市計画道路における整備の必要性等の再評価を行い、見直し候補路線の抽出及び見直し、既決定都市計画道路の廃止について検討するものである。

I 調査概要

1 調査名称：令和 4 年度富士河口湖町都市計画道路見直し業務委託

2 報告書目次

1. 業務概要

2. 都市計画道路見直し素案

1. 基本的事項の整理

2. 都市計画道路の見直し

3. 打合せ記録簿

3 調査体制

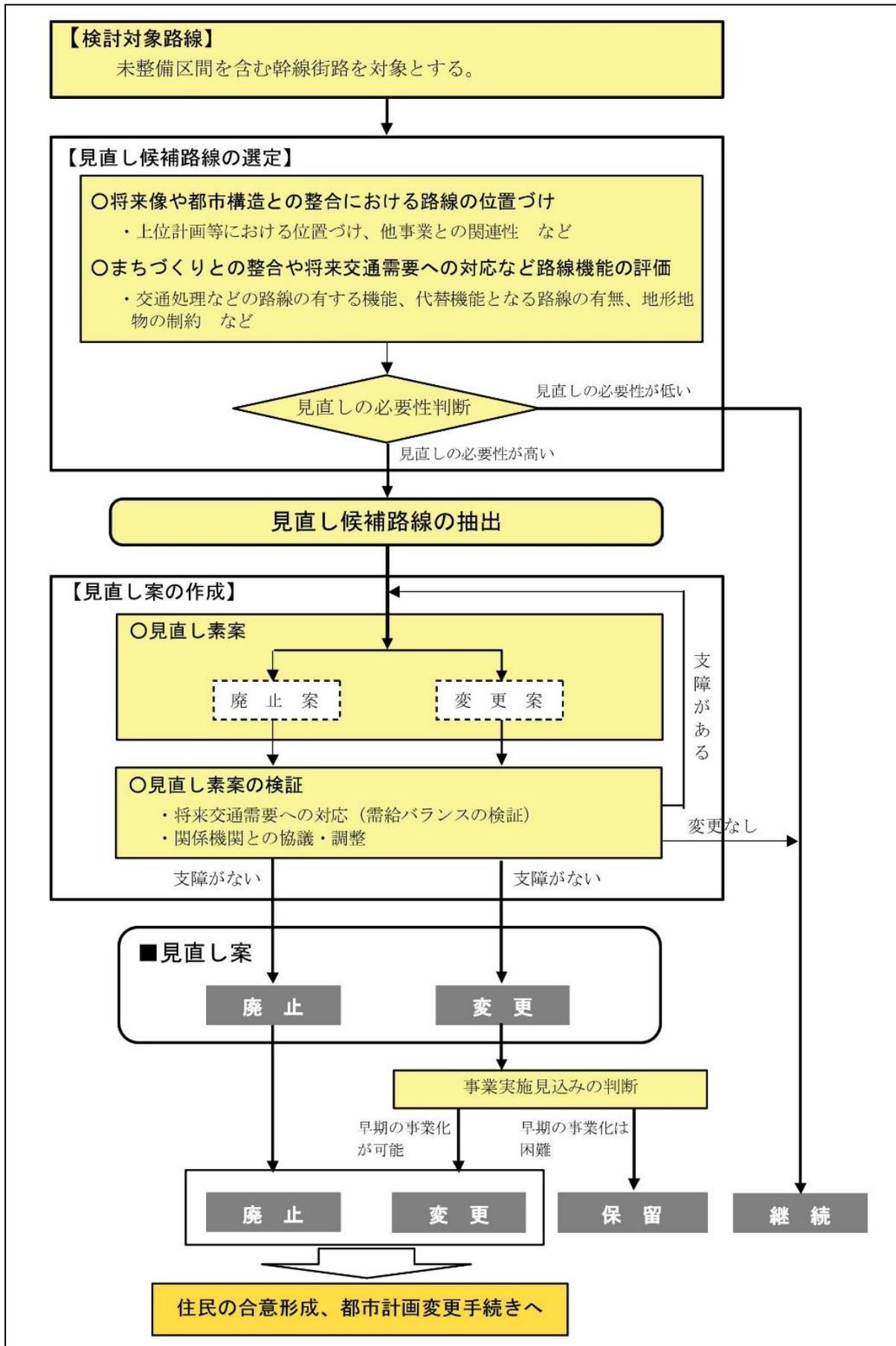
4 委員会名簿等：

Ⅱ 調査成果

1 調査目的

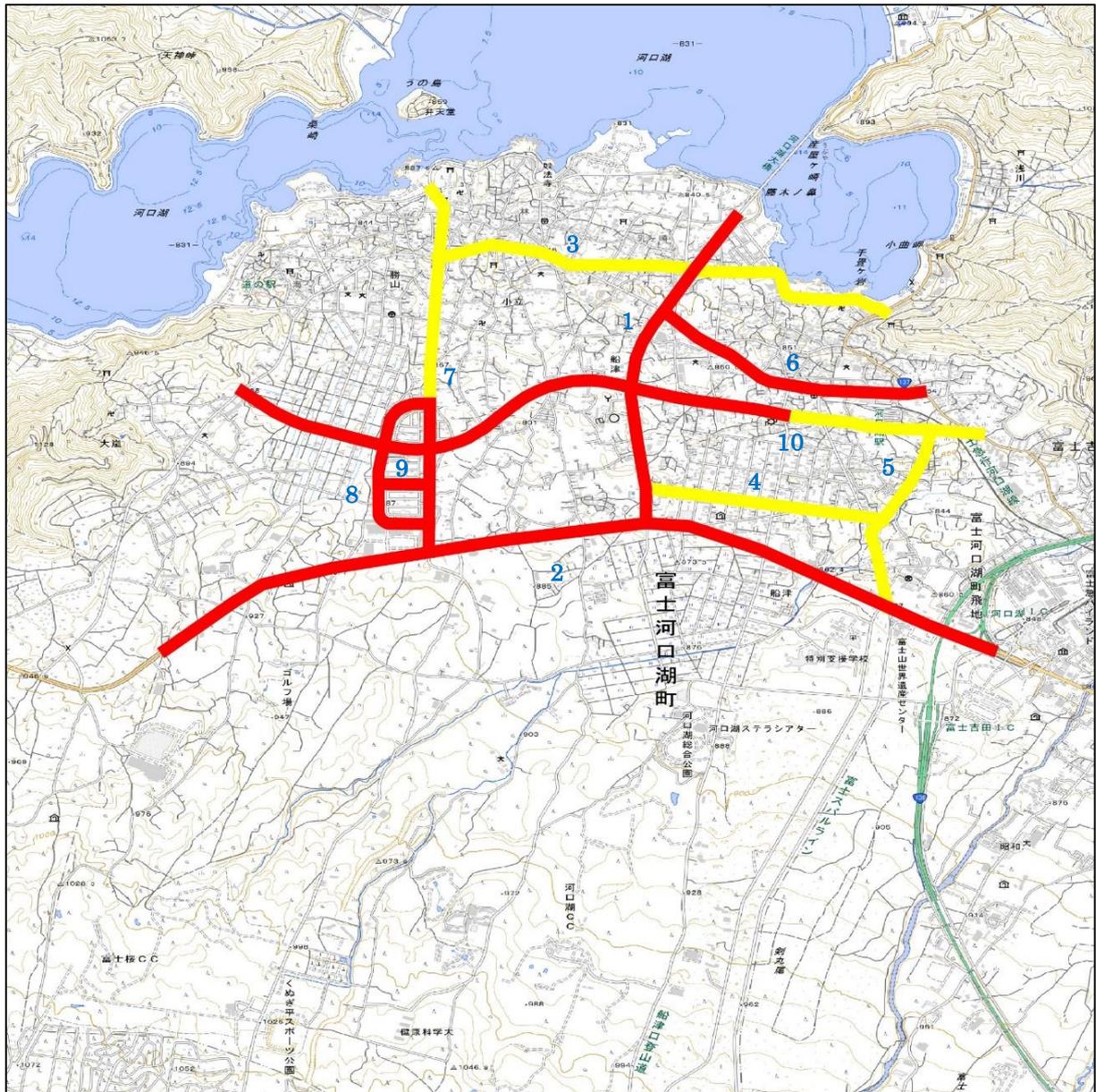
社会情勢や交通需要の変化に伴い、既決定都市計画道路のうち長期間未着手の路線や整備の必要性に変化が生じているため、整備の必要性等の再評価を行い、見直し候補路線の抽出及び見直し、既決定都市計画道路の廃止について検討するため。

2 調査フロー



●図 2・1 見直しのフロー

● 図 1・18 都市計画道路の整備状況



4 調査成果

見直し候補路線の抽出

判定の結果、見直し候補路線①を「3・5・10 河口湖駅前線」、「3・5・11 白木里宮線」とし、見直し候補路線②を「3・4・10 河口湖勝山線（西）」「3・4・11 丸尾勝山線」「3・4・13 富士平浜線」とした。

「3・4・10 河口湖勝山線（東）」「3・3・10」については、「継続路線」とした。

路線名	必要性の評価結果				見直しの必要性の判定
	視点① 将来像や都市構造との整合	視点② まちづくりとの整合	視点③ 将来交通需要への対応	全体 評価 点数	
3・4・10 河口湖勝山線（西）	9/18 △	27/42 ○	10/18 △	4	● 見直し候補路線②
3・4・10 河口湖勝山線（東）	11/18 ○	37/42 ◎	11/18 ○	7	● 継続路線
3・4・11 丸尾勝山線	9/18 △	22/42 △	11/18 ○	4	● 見直し候補路線②
3・4・13 富士平浜線	10/18 △	29/42 ○	9/18 △	4	● 見直し候補路線②
3・5・10 河口湖駅前線	16/18 ◎	31/42 ○	10/18 △	6	● 見直し候補路線①
3・5・11 白木里宮線	11/18 ○	24/42 ○	9/18 △	5	● 見直し候補路線①
3・3・10 船津小海線	15/18 ◎	25/42 ○	15/18 ◎	8	● 継続路線

◎：15～18点
○：11～14点
△：6～10点

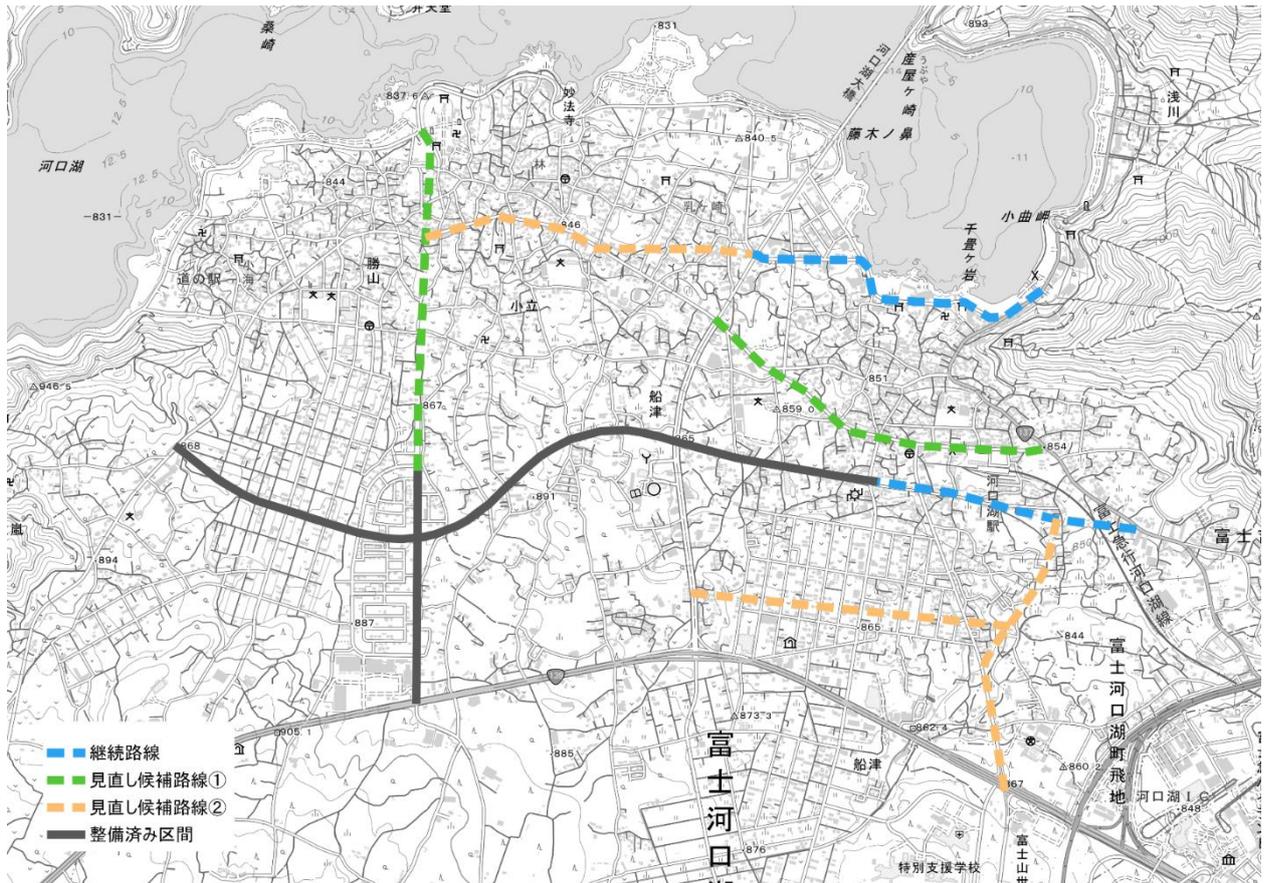
◎：34～42点
○：24～33点
△：14～23点

◎：15～18点
○：11～14点
△：6～10点

※全体評価点数は、評価結果の◎を3点、○を2点、△を1点とした

■見直しの必要性の判定基準

高評価【◎】が1つ以上、 かつ低評価【△】がない路線	継続路線 (都市計画道路として整備の必要性が高く、見直しの必要のない路線)
高評価【◎】または中評価【○】が2つ、 かつ低評価【△】が1つの路線	見直し候補路線① (都市計画道路として整備の必要性は高くなく、見直しの検討の余地のある路線)
低評価【△】が2つ以上ある路線	見直し候補路線② (都市計画道路として整備の必要性は低く、廃止の検討の余地のある路線)



●図 2-2 見直し検討結果

見直し結果

本業務における検討対象路線6路線（7区間）を「①将来像や都市構造との整合」、「②まちづくりとの整合」、「③将来交通需要への対応」の3つの視点から評価した結果、継続路線が2区間、見直し候補路線①が2区間、見直し候補路線②が3区間となった。

継続路線には「3・4・10河口湖勝山線（東）」「3・3・10 船津小海線」、見直し候補路線①には「3・5・10河口湖駅前線」、「3・5・11白木里宮線」、見直し候補路線②には「3・4・10河口湖勝山線（西）」「3・4・11丸尾勝山線」「3・4・13富士平浜線」が該当する。

見直し候補路線の整備の方向性

「2. 都市計画道路の見直し」において見直し候補路線に選定された5路線について、見直しの必要性の判定結果をもとに、整備の方向性を以下のとおり整理する。

●表 2・10 見直し候補路線の整備の方向性

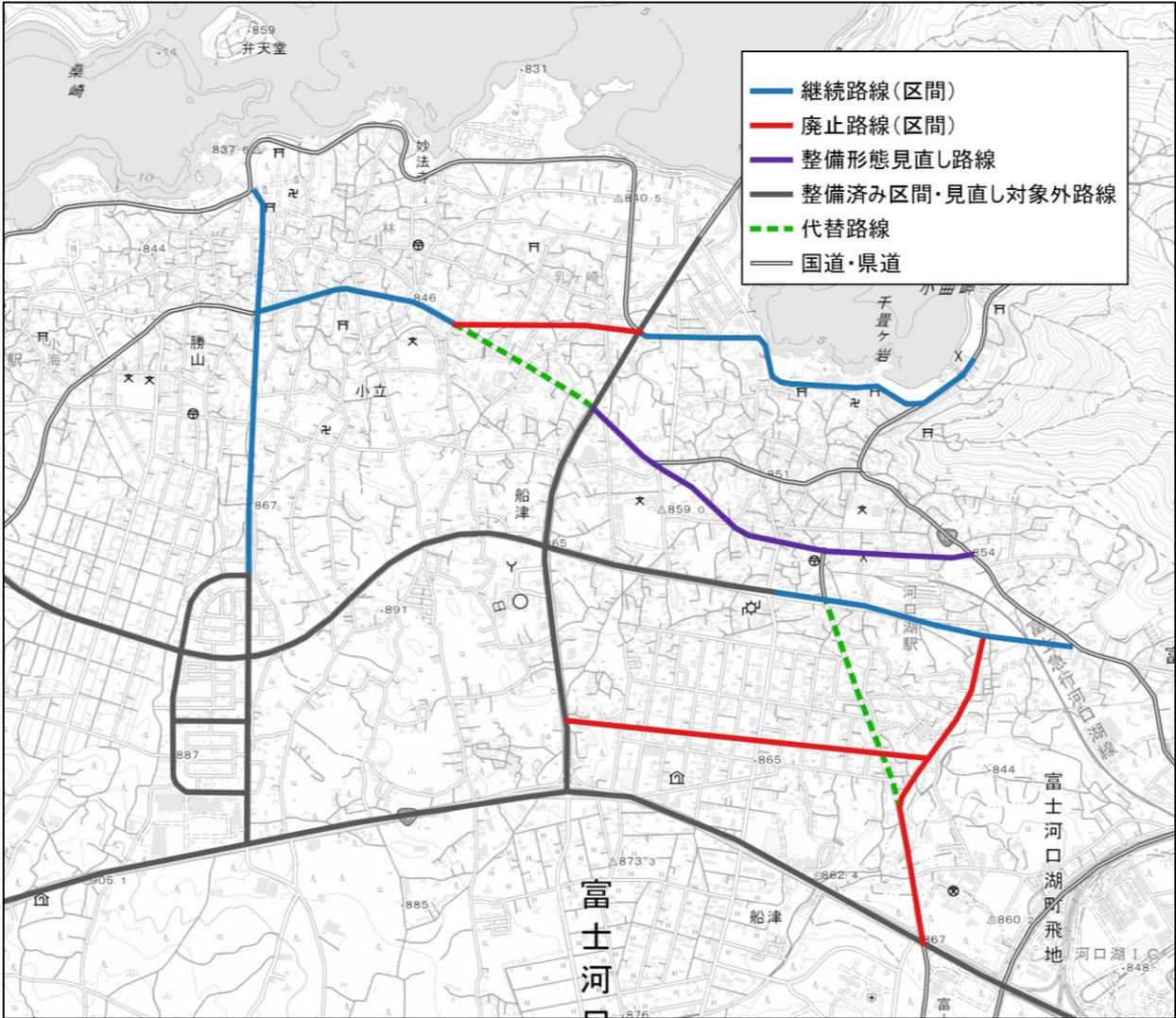
路線名	必要性の評価結果	整備の方向性
3・4・10 河口湖勝山線 (西)	<p>■見直し候補路線②</p> <p>●廃止の方向での検討が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路としては、現道のない区間を「<u>廃止</u>」する。 ●一般県道鳴沢富士河口湖線への振替により代替機能を確保する。
3・4・11 丸尾勝山線	<p>■見直し候補路線②</p> <p>●廃止の方向での検討が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路としては<u>廃止</u>する。 ●並行路線の、船津小海線の整備および、国道139号により代替機能を確保する。
3・4・13 富士平浜線	<p>■見直し候補路線②</p> <p>●廃止の方向での検討が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路としては<u>廃止</u>する。 ●現道の一般県道富士河口湖富士線により代替機能を確保する。
3・5・10 河口湖駅前線	<p>■見直し候補路線①</p> <p>●廃止あるいは見直し（代替路線による機能確保等）の検討が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●幅員構成など<u>整備形態の見直し</u>を行う
3・5・11 白木里宮線	<p>■見直し候補路線①</p> <p>●廃止あるいは見直し（代替路線による機能確保等）の検討が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●代替機能を確保できる路線が無いことから都市計画道路として<u>継続</u>する。

見直し素案

見直し候補路線の整備の方向性等を踏まえ、各路線の見直し素案を整理する。

●表 2・11 都市計画道路の見直し素案

路線名	見直し素案
3・4・10 河口湖勝山線 (西)	<ul style="list-style-type: none">●都市計画道路としては、現道のない区間を「<u>廃止</u>」する。●廃止に伴う代替路線として、一般県道鳴沢富士河口湖線の拡幅整備（機能拡充）を図る。
3・4・10 河口湖勝山線 (東)	<ul style="list-style-type: none">●都市計画道路として<u>継続</u>する。
3・4・11 丸尾勝山線	<ul style="list-style-type: none">●都市計画道路としては<u>廃止</u>する。●代替路線として、船津小海線の拡幅整備（機能拡充）を図る。
3・4・13 富士平浜線	<ul style="list-style-type: none">●都市計画道路としては<u>廃止</u>する。●現道の一般県道富士河口湖富士線により代替機能を確保する。
3・5・10 河口湖駅前線	<ul style="list-style-type: none">●都市計画道路として<u>整備形態を見直す</u>。
3・5・11 白木里宮線	<ul style="list-style-type: none">●都市計画道路として<u>継続</u>する。
3・3・10 船津小海線	<ul style="list-style-type: none">●都市計画道路として<u>継続</u>する。



- 継続路線(区間)
- 廃止路線(区間)
- 整備形態見直し路線
- 整備済み区間・見直し対象外路線
- - - 代替路線
- 国道・県道

富士河口

富士河口湖
飛地

